

令和4年度 第21回役員会議事要旨

日 時 令和5年2月7日（水） 13時00分～14時21分

場 所 W e b 会議

出席者 学長，渡理事，山下理事，寺本理事，山崎理事，竹下理事

欠席者 吉田理事

陪席者 佐々木監事，南谷監事

1 報告事項

(1) 附属病院経営状況について

野口附属病院長より，令和4年度附属病院収支実績及び見込（～11月実績），12月特定保険医療材料高額品目実績（直近6か月まで），医事データを用いた粗収入試算，診療稼働実績累計等について説明があった。

(2) 令和5年度評価反映特別経費（共通指標の評価）の査定結果に基づく配分額について

財務課長より，令和5年度評価反映特別経費のうち，「共通指標の評価」について，各部局より提出された配分評価指標に基づき，当初配分額を算出した旨，説明があった。

(3) その他 特になし。

2 協議事項

(1) 令和5年度評価反映特別経費（業務の評価）における評価結果及び予算配分（案）について

財務課長より，令和5年度評価反映特別経費のうち，「業務の評価」について，IR機能を活用した情報に基づく評価を行い，配分額を決定した旨，令和5年度における評価反映特別経費の予算配分方法のうち，令和4年度からの変更点について，説明があった。

次いで，田中IR室長より，IRデータの評価結果のうち，改善すべき事例及び改善が図られた事例等について，説明があった。

なお，本件については，次の役員会において，審議されることとなった。

(2) 教育学部規則及び農学部規則の一部改正について

山下理事より，教養教育科目における共通教職科目区分の廃止，幼稚園教諭免許課程における経過措置解消，特別支援及び発達障害児教育に関する新設科目を必修化し，他の既存の学部必修科目等の改正を行うことを受け，佐賀大学教育学部規則の改正を行う旨，また，佐賀大学データサイエンス教育プログラ

ム（応用基礎レベル）を導入するため、佐賀大学農学部規則の一部改正を行う旨、説明があった。

なお、本件については、教育研究評議会において審議された後、次の役員会において、審議されることとなった。

(3) 医学部医学科教育課程編成・実施の方針及び佐賀大学医学部規則の一部改正について

山下理事より、医師法の改正に伴い、医学生はより高度な臨床能力を修得する必要があり、令和5年度入学生から適用する医学科専門教育科目の見直しを行うこととなったことから、医学部医学科における教育課程編成・実施の方針及びカリキュラムの改正を行う旨、説明があった。

なお、本件については、教育研究評議会において審議された後、次の役員会において、審議されることとなった。

(4) 理工学部学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び佐賀大学理工学部規則の一部改正について

理工学部事務長より、理工学部において、更なる数理・データサイエンス・AI教育の充実を図り、データサイエンティストとして社会の広い分野で活躍できる人材を育成するため、令和5年度より、理工学部データサイエンスコースを新たに設置する旨、新コース設置に伴い、理工学部学位授与の方針、理工学部教育課程編成・実施の方針及び佐賀大学理工学部規則の一部改正を行う旨、説明があった。

なお、本件については、教育研究評議会において審議された後、次の役員会において、審議されることとなった。

(5) 佐賀大学における教員の大学に対する教育貢献度に係るインセンティブ支給要項の改正について

山下理事より、「佐賀大学における教員の大学に対する教育貢献度に係るインセンティブ支給要項」における教育貢献度評価について、現行の指標に「リカレント教育プログラムの授業担当状況」を追加する等の変更を行う旨、説明があった。

なお、本件については、教育研究評議会において審議された後、次の役員会において、審議されることとなった。

(6) 「佐賀大学地域学歴史文化研究センター規則」の一部改正及び「佐賀大学地域学歴史文化研究センター長及び副センター長選考規程」の新設、「佐賀大学肥前セラミック研究センター規則」の一部改正及び「佐賀大学肥前セラミック研究センター長及び副センター長選考規程」の新設について

寺本理事より、佐賀大学地域学歴史文化研究センター及び佐賀大学肥前セラミック研究センターにおいて、センター長及び副センター長の選考方法について他センター等との乖離があることを受け、関係規則の改正及び規程の新設を行う旨、説明があった。

なお、本件については、教育研究評議会において審議された後、次の役員会において、審議されることとなった。

- (7) その他
特になし。

3 審議事項

- (1) 佐賀大学における医学部附属病院医師等に対する病院運営貢献度に係るインセンティブ支給要項の制定について
医学部事務部長より、本学附属病院勤務医師等の処遇改善を図ることを目的として、平成23年からインセンティブとしての給与支給を行っているが、この度、病院インセンティブ支給の基本的な考え方を整理した要項を制定する旨、佐賀大学における医学部附属病院医師等に対する病院運営貢献度に係るインセンティブ支給要項（案）について、説明があり、審議の結果、了承された。

- (2) その他
特になし。

- ### 4 その他
- 特になし。

以 上